

○「障害者等が利用する駐車区画（障害者等用駐車区画）」の不適正利用の防止が課題

法令に基づき各施設に設置された、「車椅子使用者用駐車施設」に健常者が駐車することにより、幅の広い駐車スペースを真に必要とする人が利用できないことがある ⇒ 駐車区画の適正利用に向けた普及啓発を行うとともに、「優先駐車区画」の拡充を図る

【優先駐車区画の整備方法】

■ 案内表示の設置

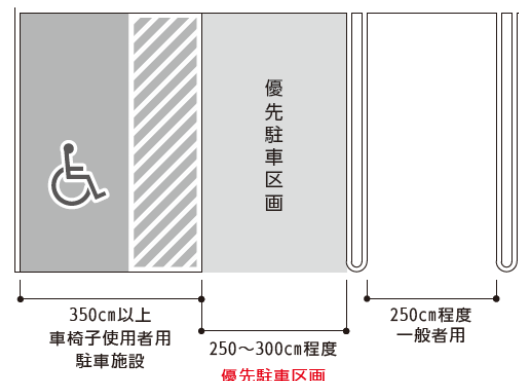
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。

■ 区画の塗装

- ① 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示する。
- ② 車椅子使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。
- ③ 対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない）。

■ その他

上記による整備が難しい場合は、公共施設の一般車用を「優先駐車区画」として活用するため、区画の出入口付近等に、「優先駐車区画」であることを示すカラーコーンカバーを装着したコーンを設置する。



都の取組

▶ リーフレット、ポスターを用いた普及啓発

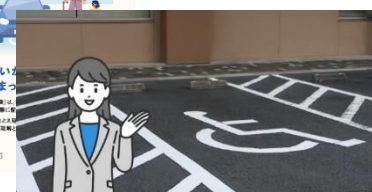
1都3県で連携した普及啓発、リーフレット作成、解説動画作成

▶ 地域福祉推進区市町村包括補助で支援

「障害者等用駐車区画」の適正利用に向けた整備や普及啓発などを対象

▶ 利用対象者を明示した標識（カラーコーンカバー）を作成・配布

区市町村へサンプルを配付（2月に追加配付）、データを都HPに掲載



こちらは車椅子使用者用駐車施設といっ

地域福祉推進区市町村包括補助事業 2-2 選択事業（サービスの充実）

項 目	工 障害者等用駐車区画等の適正利用の推進
目 的	車椅子利用者などの車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方のために設けられた「障害者等用駐車区画」の適正利用に向けた整備や普及啓発など、全ての人が安心して安全・快適に駐車場を利用できるようにすることを目的とする。
補助対象事業	(1) 車椅子利用者用駐車施設の整備に係る、以下の事業 ① 区画の床面塗装 ② 利用対象者を明示した看板の設置 (2) 優先駐車区画の整備に係る、以下の事業 ① 区画の床面塗装 ② 利用対象者を明示した看板、カラーコーンカバー等の設置 (3) 障害者等用駐車区画等の適正利用に向けた普及啓発事業 障害者等用駐車区画等の適正利用に向けた普及啓発のためのポスターやチラシ等の作成に係る経費
補 助 基 準 額	(1) 車椅子利用者用駐車施設及び優先駐車区画の整備に係る経費 1 施設当たり 2,000千円 (2) 障害者等用駐車区画等の適正利用に向けた普及啓発に係る経費 1 区市町村当たり 2,000千円
補 助 率	1/2
留 意 事 項	1 公共施設の敷地内に障害者等用駐車区画等を整備するための費用に対し補助するものであるため、整備のために新たに土地を借り上げた場合の使用料や賃借料については補助対象としません。 2 障害者等用駐車区画等の整備に伴う既存工作物等の撤去費用についても補助対象とします。
問 合 せ 先	福祉局生活福祉部企画課福祉のまちづくり担当 電話番号 03(5320)4047

整備事例（足立区役所：本庁舎地下駐車場（計4区画））

